

改正地域公共交通活性化再生法を踏まえた 地域公共交通計画の策定について

国土交通省 東北運輸局
交通政策部交通企画課
令和 3 年 6 月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

地方の移動手段をめぐる現状と今後に向けた国土交通省の基本的考え方



国土交通省

- 高齢者の運転免許の返納も増える中、移動手段の受け皿の確保が重要となっているにもかかわらず、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通の維持が容易でなくなっている。
- 観光による地域振興を図る上でも、外国人旅行者を含む地域外の来訪者にとって利用しやすい移動手段の確保に努めていく必要がある。

地方の移動手段をめぐる現状

免許返納は年々増加

申請による運転免許の取消件数の推移

年	75歳以上 (件)	75歳未満 (件)
H20	約10,000	約10,000
H21	約20,000	約20,000
H22	約30,000	約30,000
H23	約40,000	約40,000
H24	約50,000	約50,000
H25	約60,000	約60,000
H26	約70,000	約70,000
H27	約80,000	約80,000
H28	約90,000	約90,000

(出典)警察庁資料より国土交通省総合政策局作成

乗合バス事業の収支は赤字構造

※運行補助のあるものは、補助前の収支率

事業	収支率 (%)
乗合バス (地方部)	85%
地域鉄道	94%
介護事業	103%

(出典)国土交通省自動車局資料、国土交通省鉄道局資料、厚生労働省「介護事業経営実態調査結果」より、国土交通省総合政策局作成

人口減少地域ほど公共交通空白地の割合が高い

人口増減との比較 (H22→H27)

人口増減	割合 (%)
人口増	2.8%
0~5%減少	7.1%
5~10%減少	15.3%
10~20%減少	16.3%
20%以上減少	31.1%

※「公共交通空白地」…居住地メッシュの中心が、鉄道駅から1km、バス停から500mの圏域かつ、区域運行エリアに含まれないメッシュ。
※空白地人口比率で比較。
(出典)国土交通省総合政策局資料

運転者不足が深刻化

有効求人倍率（常用パート含む。）の推移

年	リーマンショック	自動車運転	全職業平均
H18	1.52	1.02	1.02
H20	1.52	0.76	0.76
H22	0.76	0.44	0.44
H24	2.72	1.35	1.35
H26	2.72	1.35	1.35
H28	2.72	1.35	1.35

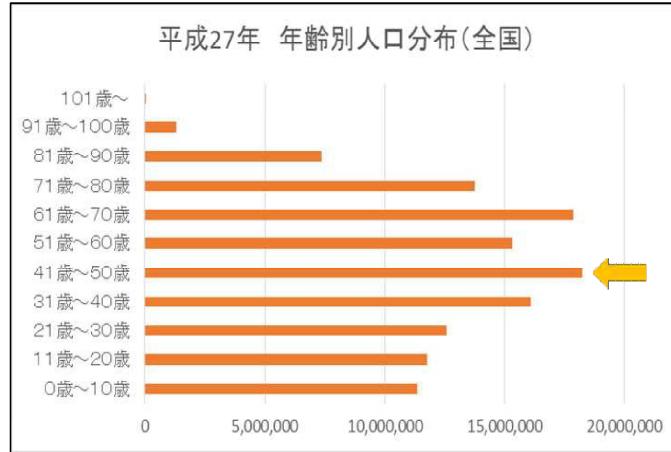
(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」より、国土交通省総合政策局作成

国土交通省の基本的考え方

人口減少や労働力不足が本格化する地方における移動手段の確保を図るため、国土交通省では、以下の考え方で対応していくこととしている。

- ① 地域ごとに、バス・タクシーの労働力確保とサービス維持を図りながら、サービスが不足する地域では、その他の移動手段を総動員して移動ニーズに対応する。
- ② その際、MaaS、AIによる配車、自動運転などの最新技術を活用して、高齢者や外国人旅行者を含む幅広い利用者に使いやすいサービスの提供を促進する。
- ③ ①と②について、地方公共団体が中心となって取り組める制度を充実・強化していく。

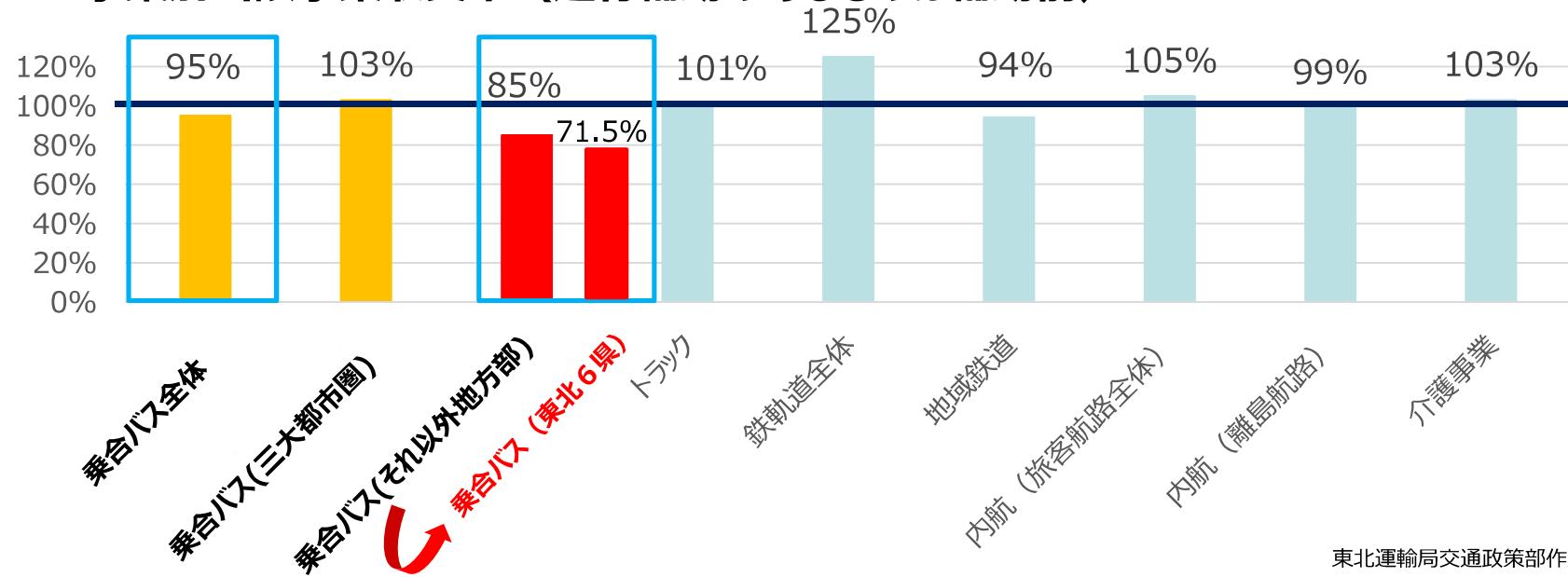
人口分布・減少率・人口密度



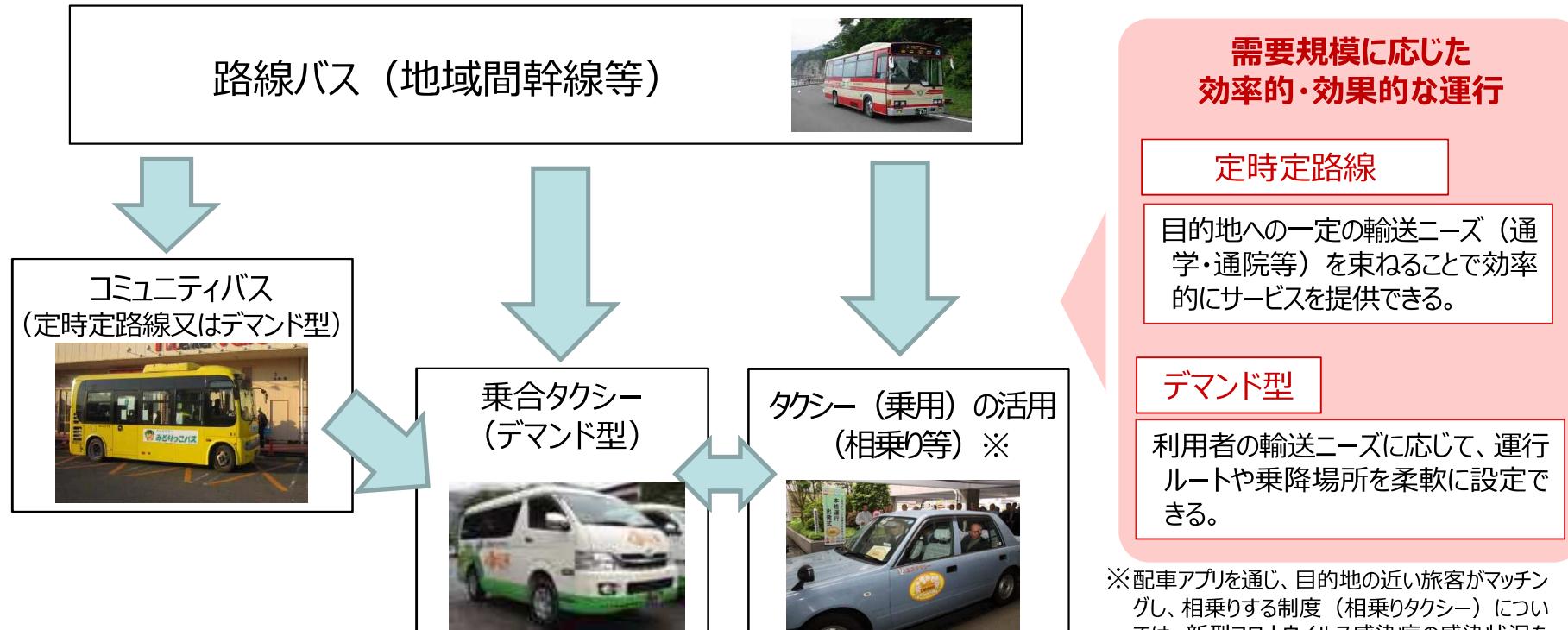
人口減少率	
東北6県	-4.63%
全国	-1.15%

人口密度	
東北6県	129人
全国	335人

事業別当該事業収支率（運行補助のあるものは補助前）



地域の実情に合わせた交通手段の見直し（ダウンサイジング等）



バス・タクシーによるサービスの提供が困難な場合

自家用有償旅客運送
(市町村自ら又はN P O等による運行)

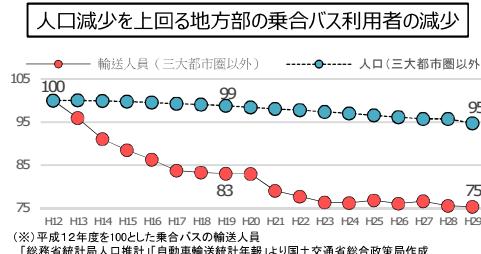


スクールバス、福祉輸送、病院・商業施設等
の送迎サービス等の積極的活用



背景・必要性

- 人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、**公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している**中、**高齢者の運転免許の返納が年々増加**する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。
- 加えて、多様な関係者が連携し、**地域経済社会の発展**に資する**交通インフラを整備**することにより、生産性向上を図ることも必要となっている。
- 地方公共団体**が、交通事業者等と連携して、
 ①公共交通を中心に**地域の輸送資源を総動員**する交通計画を作成
 ②最新技術等も活用しつつ、**既存の公共交通サービスの改善・充実**を徹底するとともに、**国が予算面とノウハウ面から支援**を行うことで、**持続可能な地域公共交通を実現**。



運転免許返納は年々増加



法律の概要

地域が自らデザインする地域の交通

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成

- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送等）を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かく対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）
- ・定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施



○地域における協議の促進

- ・**乗合バスの新規参入等**の申請があった場合、国土交通大臣が地方公共団体に対し**通知**

地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

- ①**維持が困難となったバス路線等**について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な**旅客運送サービスを継続**（地域旅客運送サービス継続事業）
- ②過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**の実施の円滑化
 - ・**バス・タクシー事業者**がソウハツを活用して**協力する**制度を創設し、実施を円滑化
 - ・住民のみならず**来訪者**も運送の対象に加え、観光ニーズへの対応を可能に
- ③鉄道・乗合バス等における**貨客混載**に係る手続の円滑化（貨客運送効率化事業）



自家用有償旅客運送

既存の公共交通サービスの改善の徹底

- ①**利用者目線**による**路線・ダイヤの改善、運賃の設定**等を促進（地域公共交通利便増進事業）
- ②**MaaS**に参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化、MaaS協議会制度の創設（新モビリティサービス事業）

※MaaS: Mobility as a Service

交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の拡充

- ・多様な関係者の連携による**鉄道インフラ**や**物流拠点**の整備



鉄道インフラ



物流拠点

地域公共交通活性化再生法とは



地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

平成
19年
制定

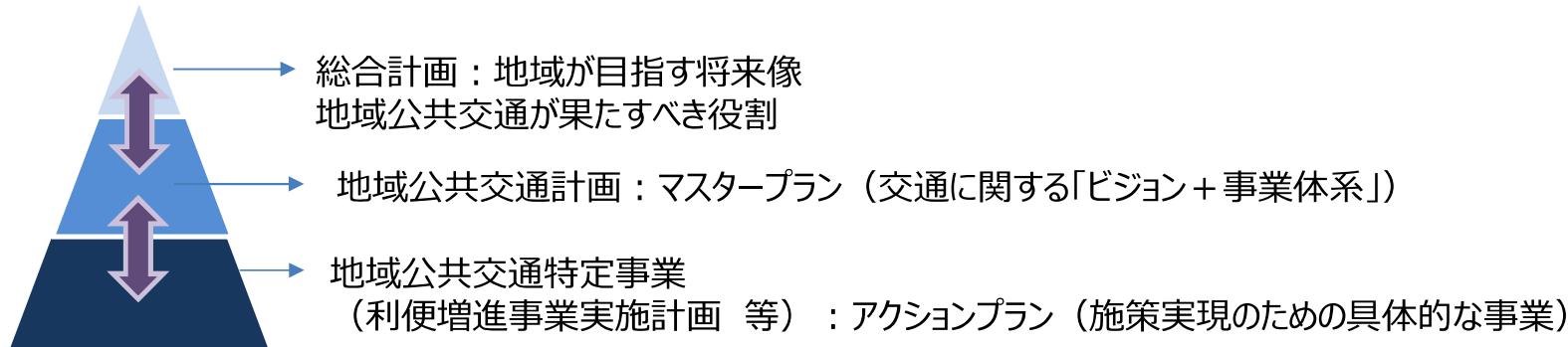
- ✓ 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置。
- ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。

平成
26年
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）、②面的な公共交通ネットワークを再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。



- ・地方公共団体は、基本方針(法§3)に基づき、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない（法律§5）
- ・地域公共交通計画は、**協議会等を通じて地方公共団体が作成。**
- ・地域公共交通計画の中に、地域公共交通特定事業を記載することができ、記載した場合は、**地域公共交通利便増進事業・地域旅客運送サービス継続事業等は地方公共団体**が、貨客効率化事業等は事業者が実施計画を作成。

基本方針（国交省・総務省が策定）

地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。原則として、**全ての地方公共団体において作成が必要。**
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、**地域の実情に応じて様々な取組の実施を円滑化するための事業。**
- ・**地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。**国土交通大臣の認定を受けることで、**法律上の特例措置**を受けることができる。

地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。
- その他LRTの整備、鉄道の上下分離、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。



地方公共団体又は事業者が、事業ごとに実施計画を作成



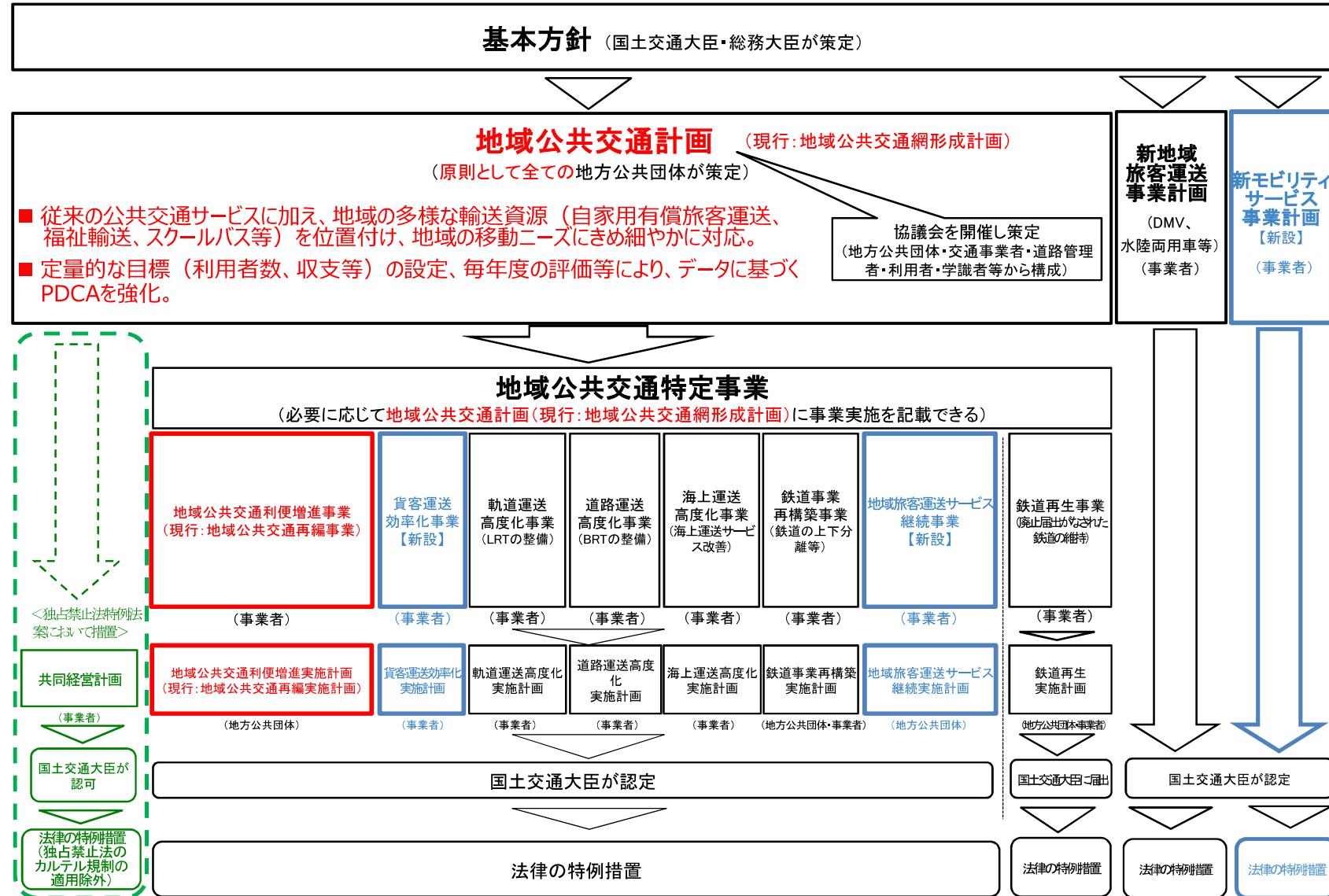
国土交通大臣が認定、事業許可のみなし特例等の特例措置

その他の事業

- **新地域旅客運送事業**
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。新モビリティサービス協議会における議論が可能。

＜事業スキーム＞

- ・**事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。**（**地域公共交通計画への記載は不要。**）
- ・**国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。**



※赤字が今回の改正箇所、青字が新設箇所

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
- ◆ 地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
- ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
 - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
 - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
- ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
⇒地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆ 利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化 ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道

路線バス

旅客船



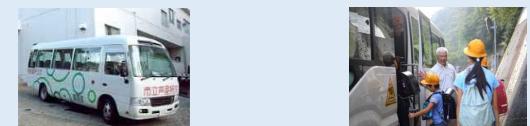
コミュニティバス

デマンド交通

乗用タクシー

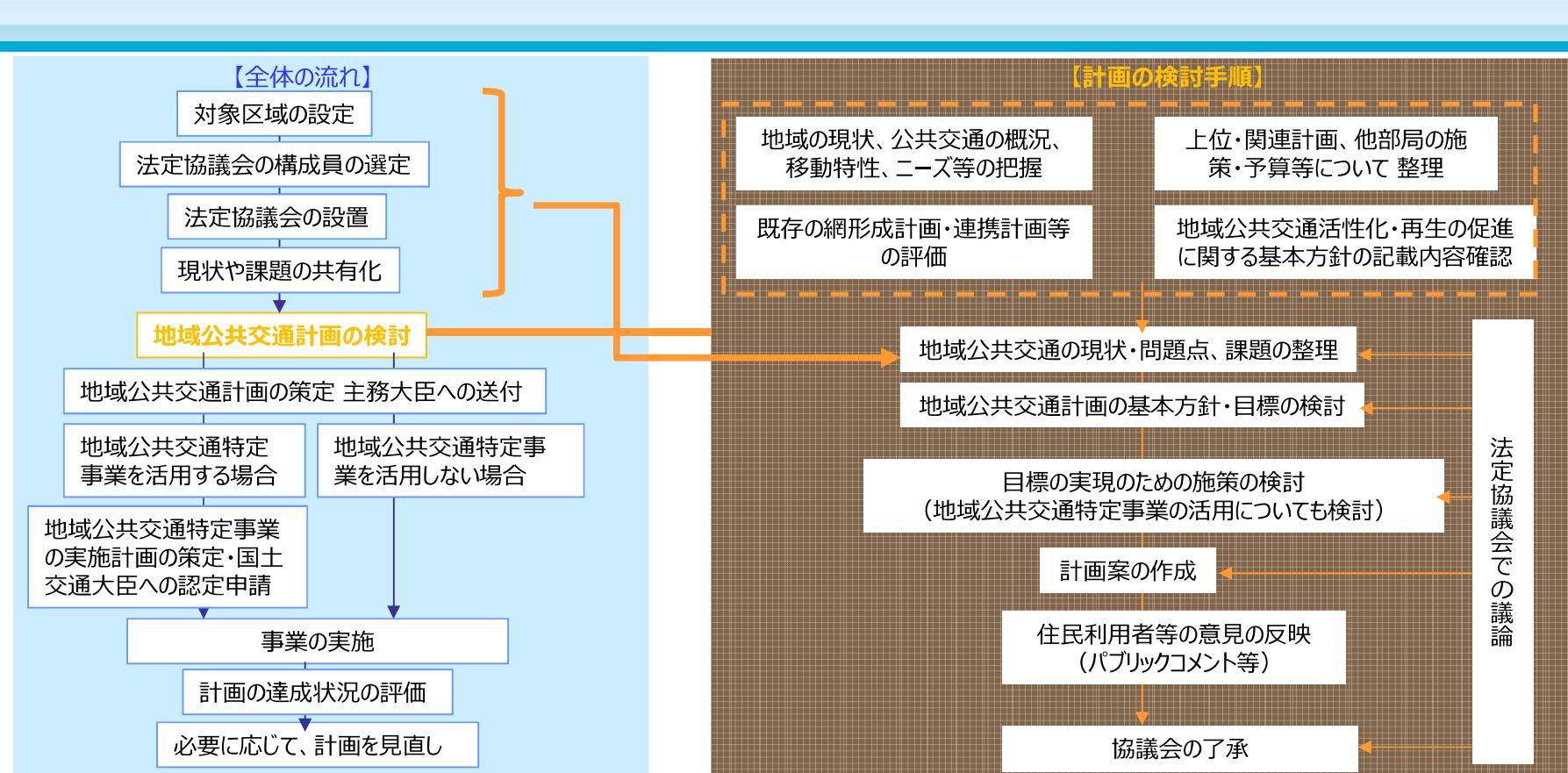


自家用有償旅客運送



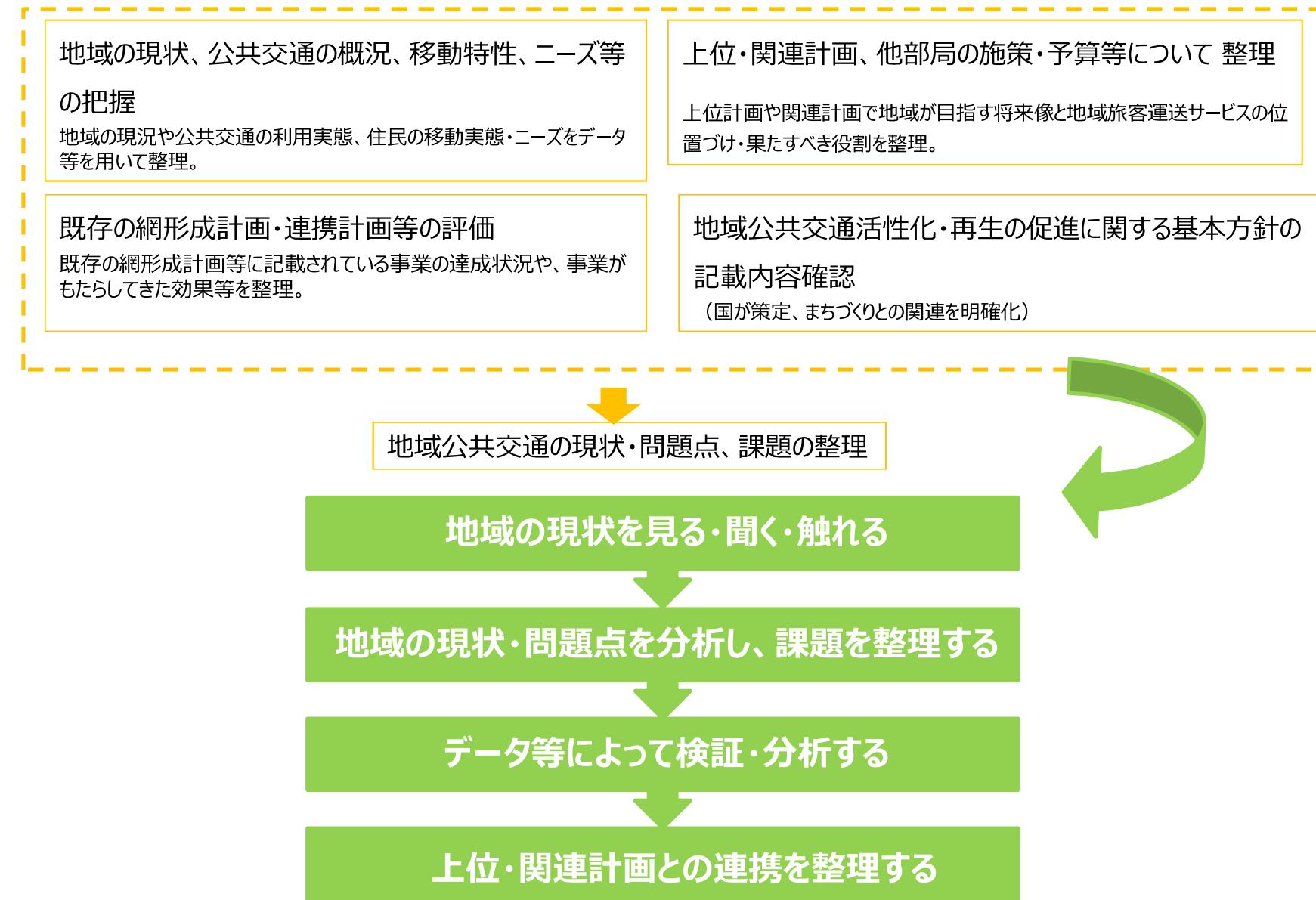
福祉輸送、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど

計画策定に向けた流れ・スケジュール



作業項目	N年度												N+1年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
対象区域の設定・法定協議会立ち上げ	■														
現状整理・上位関連計画の整理	■														
ニーズ把握(アンケート等)			■	■	■										
問題点・課題の整理				■	■										
基本方針・目標の検討					■	■	■								
目標の実現のための施策の検討						■	■	■	■	■					
計画案の作成							■	■	■	■					
住民利用者等の意見の反映(パブリックコメント等)								■	■	■	■				
計画の決定・国への送付									■	■	■	■			
法定協議会の開催						①		②		③		④			

計画策定or計画のアップグレードに向けて ～地域の問題点・課題を明確に～



データ等によって検証・分析する

⇒ データの収集、分析

①既存のデータ（統計資料等）・交通事業者のデータを活用する

- ・地形・地整状況の整理（交通モードの整理・車両の選択…等）
急勾配、道路幅、豪雪…
⇒利用する交通モードの検討等に活用
- ・人口・世帯分布状況の整理（高齢者・学生…等）
- ・主要施設の立地状況の整理（病院・学校…等）
- ・計画内の交通路線の整理
鉄軌道・路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー・デマンドタクシー
+自家用有償旅客運送+病院の送迎、スクールバス…
⇒網形成計画も、記載することが推奨されていていたが、今回の法改正で「地域旅客運送サービス」として記載することに
- ・交通サービス水準の把握
- ・路線ごとの利用状況・財政状況の把握
- ・情報案内等の状況

②利用者の移動特性やニーズなどを把握する

- ・利用実態調査
- ・アンケート調査
- ・ヒアリング調査（グループインタビューやワークショップ）

⇒「利用者」が実際に公共交通で行きたい場所を整理（路線等の見直し等に活用）

記載する事項（法§ 5 ②）

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

② 計画の区域

③ 計画の目標

※目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする（法§5④、施行規則 10 の 2）

④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体

※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§ 5 ⑤）

⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項

⑥ 計画期間

⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

記載に努める事項（法§ 5 ③）※改正後は項目が追加

- ①計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項

国や地方公共団体による資金の確保に関する事項（法§37）※追加

②都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携

③観光の振興に関する施策との連携に関する事項

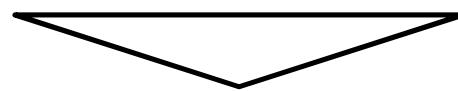
※追加

④その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

地域公共交通計画の作成に当たっては、「定量的な目標設定」（法第5条第4項）と「毎年度の調査、分析及び評価の実施」（法第7条の2第1項）に努めること。

【定量的な目標の設定に当たって】

- ◆ 具体的には、「利用者数、収支、公的負担額（サービス費用に係る国又は地方公共団体の支出の額）」等の指標を定めること（施行規則第10条の2）



【評価の実施に当たって】

- ◆ 施策の実施状況について、関係者で議論の上、毎年度調査、分析及び評価を行うこと
- ◆ 必要に応じて地域公共交通計画の見直しを行うこと
- ◆ 調査、分析及び評価を行ったときは、その結果を国へ送付すること

★関係者で共通認識が持てるような目標設定。
★モニタリング・評価の徹底。

目標設定・評価の例

地域公共交通計画の目標

1. 公共交通の利便性を向上させ、
利用者を増加させる。

指標1
公共交通利用者数
○人（××年） ⇒ ○人（△△年）

2. 持続可能な移動手段を確保するため、収支率の改善を図る。

指標2
◆◆線の収支率
○%（××年） ⇒ ○%（△△年）

評価に関する事項

基本的な方針で定めた事業内容については、以下のスケジュールで評価

指標1
6ヶ月ごと協議会に、■■社、
▲▲社が、自社のデータを基に報告

指標2
1年ごと開催する協議会に、
▼▼市において、「□□統計調査」に基づき報告

⋮

望ましくない目標設定・評価の例

地域公共交通計画の目標

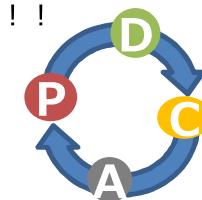
- 公共交通の利便性を向上させ、利用者を増加させる。



いつ、何を、誰が、どのように、やるかが具体的に書かれていない
⇒取組が形骸化するおそれ

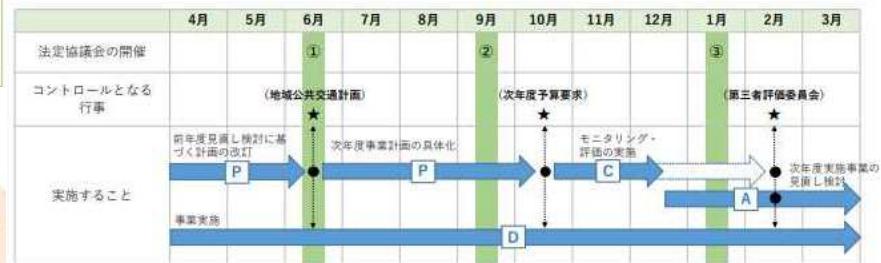
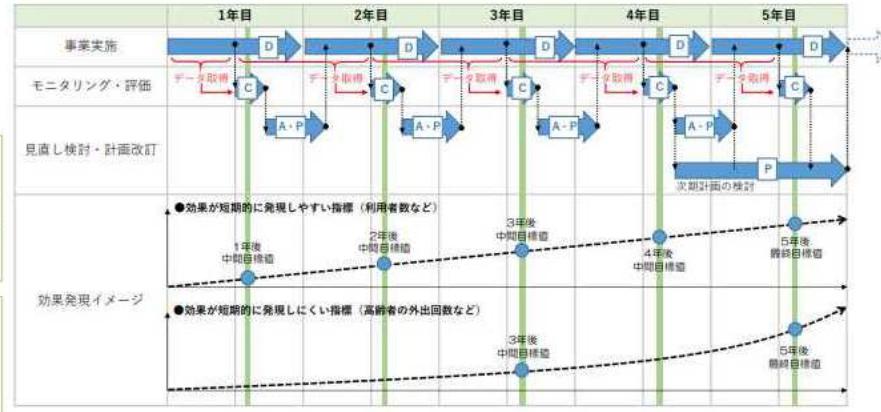
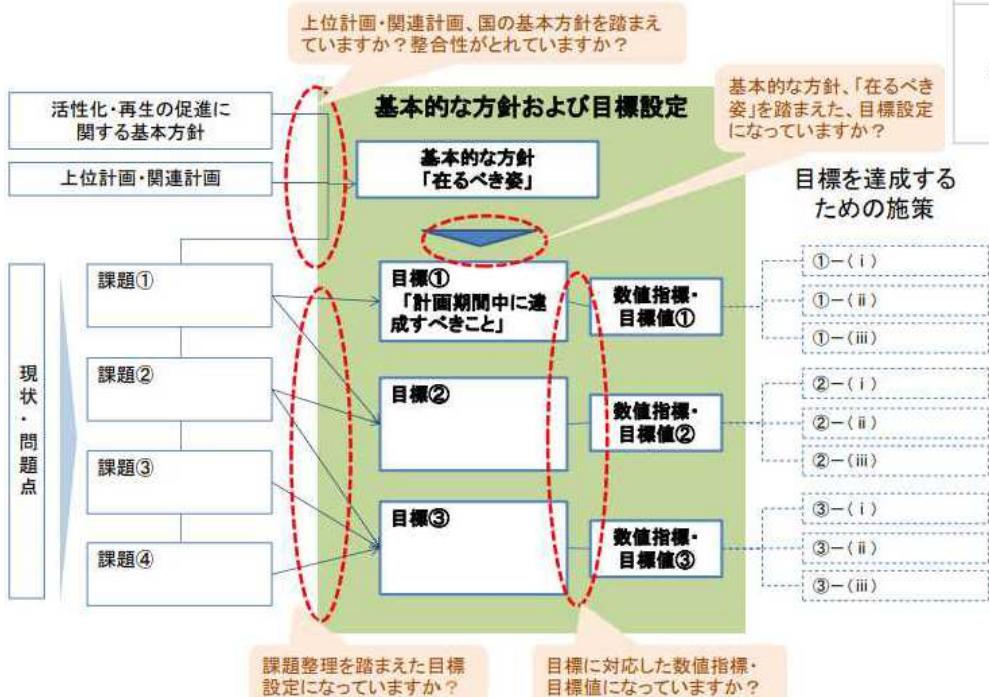
評価に関する事項

P D C A サイクルを回します！！



14

目標設定・P D C A サイクルのイメージ



地域で実現したいことと特定事業の関係について



地域で実現したいこと	活用できる事業	事業の概要
複数事業者間で路線やダイヤ・運賃の調整を行いたい	地域公共交通利便増進事業【新設】 (改正前: 地域公共交通再編事業)	地域公共交通の利用者の利便を増進するため路線等の編成や事業内容の変更、専間隔運行や定期制乗り放題運賃の設定等を行う事業併せて、独占禁止法特例法により、乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテル規制を適用除外する特例を創設 一詳しくは詳細編 第4章をご覧ください
貨客混載に取り組みたい	貨客混載効率化事業【新設】	貨客混載の取組の実施により公共交通の生産性向上を図る事業
LRTを導入したい	軌道運送高度化事業(LRTの整備)	LRTの導入等により、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保等の運送サービスの質の向上を図る事業
BRTを導入したい	道路運送高度化事業(BRTの整備)	BRT等の導入による定時制、速達性及び快適性に優れた道路運送を確保する事業
海上運送を見直したい	海上運送高度化事業	定時性、速達性及び快適性に優れた海上運送を確保する事業
事業継続が難しい鉄道事業の事業構造の変更を進めたい	鉄道事業再構築事業	継続が困難又は困難となるおそれのある鉄道事業について、市町村等と鉄道事業者が協働で計画を作成し、存続を図る事業
事業継続が難しい路線バス等の生活交通の事業継続を図りたい	地域旅客運送サービス継続事業【新設】	廃止が見込まれる路線バス等について、公募により新たなサービス提供事業者を選定し、地域旅客運送サービスを継続する事業 一詳しくは詳細編 第3章をご覧ください
廃止届出がなされた鉄道の維持を図りたい	鉄道再生事業	鉄道事業者と市町村が連携して、事業の廃止届出がなされた鉄道事業の維持を図る事業

*特定事業の概要は詳細編 第2章で解説します。また、新設された地域旅客運送サービス継続事業並びに地域公共交通利便増進事業についてはそれぞれ詳細編 第3章、第4章で解説しますので確認してみてください。

地域公共交通利便増進事業とは

背景

運転者不足の深刻化等を踏まえ、地方都市のバス路線等で、単純な路線再編だけでなく、運賃・ダイヤ等のサービス内容の見直しにより利便性を向上させる取組へのニーズが増加。

概要

路線ネットワークの構築や、定額制乗り放題運賃や等間隔運行等の運賃・ダイヤの改善の取組等を通じて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、関係者と協議し、
地域公共交通計画へ
地域公共交通利便増進事業を位置付け



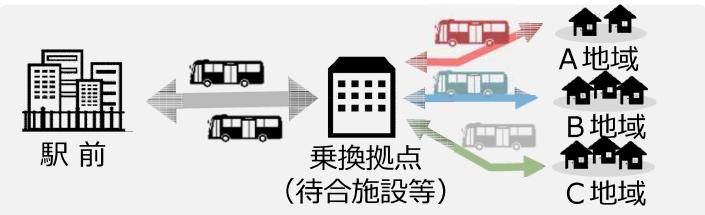
地方公共団体が、必要な関係者の同意を得た上で、**地域公共交通利便増進実施計画**を作成



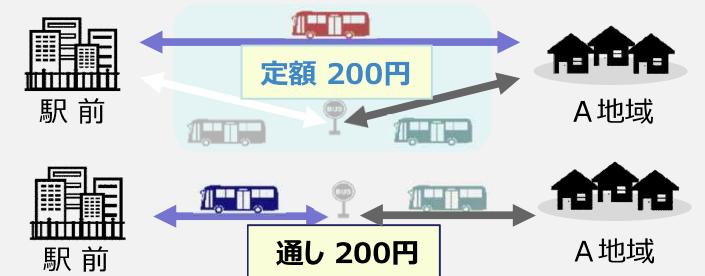
国土交通大臣の認定を受けた場合、
法律上の特例措置
(事業許可等のみなし特例等)

事業の実施イメージ（一例）

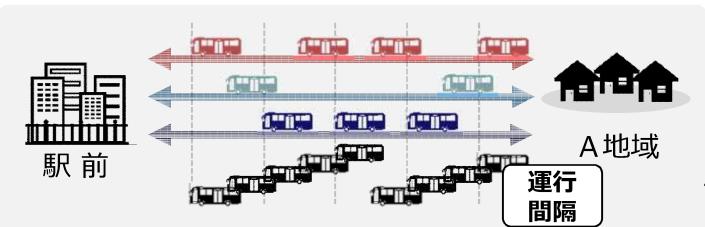
ハブ＆スポーク型の路線再編



定額制乗り放題運賃、通し運賃



パターンダイヤ、等間隔運行



地域公共交通再編事業	地域公共交通利便増進事業
考え方 <p>地方公共団体が中心となって、<u>バス路線網の見直し等</u>により<u>地域公共交通を再編する取組を通じて、コンパクトなまちづくりと連携しつつ、面的な公共交通ネットワークの再構築</u>を図る。</p>	考え方 <p>地方公共団体が中心となって、<u>路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保</u>を図る。</p>
事業の内容 (法第2条第11項、施行規則第9条の2) <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>地域公共交通の再編</u>をするための以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更 ② 他の種類の旅客運送事業への転換 ③ 自家用有償旅客運送による代替 ④ ①～③と併せて行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ・乗継円滑化のための運行計画の改善 ・共通乗車船券の発行 ・乗継割引運賃、乗降場の改善、乗継に関する分かりやすい情報提供、ICカードの導入 等 	事業の内容 (法第2条第13項、施行規則第9条の3) <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>利用者の利便を増進</u>するための以下の事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更 ② 他の種類の旅客運送事業への転換 (自家用有償旅客運送からの転換を含む) ③ 自家用有償旅客運送の導入、路線若しくは運送の区域の変更 ④ 運賃又は料金の設定 ⑤ 運行回数又は運行時刻の設定 ⑥ 共通乗車船券の発行 ⑦ ①～⑥と併せて行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ・乗継ぎ円滑化のための運行計画の改善 ・乗降場の改善 ・乗継ぎに関する分かりやすい情報提供 ・I Cカード又は二次元コードの導入 等
関係者の同意 (法第27条の2第3項、施行規則第34条) <p>地方公共団体は、再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、<u>特定旅客運送事業者等の全て</u>の同意を得なければならない。</p> <p>※ 特定旅客運送事業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その全部又は一部の区間又は区域が当該再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全ての者 ② ①の全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線もしくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者 ③ ①の全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線又は営業区域において自家用有償旅客運送を行おうとする者 	<p>※赤字は改正により新たに追加された取組内容</p> 関係者の同意 (法第27条の16第3項、施行規則第36条の14) <p>地方公共団体は、利便増進実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、①利便増進事業を実施しようとする者及び②事業に関係を有する者として地方公共団体が必要と認める者の同意を得なければならない。</p>

背景

路線バス等の旅客運送サービスについては、地方部における輸送減少による収支の悪化が課題となっており、物流サービスについては、担い手（ドライバー）不足が深刻化。

概要

旅客運送事業者による貨客混載運送（同一の車両を使用して貨物及び旅客を併せて運送する取組）等の導入を円滑化することで、旅客運送及び貨物運送の効率化を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、関係者と協議し、
地域公共交通計画へ
貨客運送効率化事業を位置付け



事業者が、単独で又は共同して、
貨客運送効率化実施計画を作成



国土交通大臣の認定を受けた場合、
法律上の特例措置
(事業許可等のみなし特例等)

貨客混載の取組例**【宮崎県西米良村】**

- 平成30年2月20日から運行開始。
- **ヤマト運輸（株）・日本郵便（株）・宮崎交通（株）**が連携して運行。
- 路線バスを利用し、乗客と荷物を同じ車両に載せ目的地まで輸送。
- 西都BC－杉安峠－村所線（村所バス停～西都バスセンター：約46km）を**1日1回**運行。
※ヤマト運輸(株)・宮崎交通(株)による貨客混載は、平成27年10月1日から運行開始。



【宮崎県西米良村】
(出典：宮崎交通(株)資料)

【新潟県】

- 平成29年4月18日から運行開始。
- **佐川急便(株)・北越急行(株)**が連携して運行。
- **旅客鉄道**を利用し、乗客と荷物を同じ車両に載せ目的地まで輸送。
- ほくほく線（うらがわら駅～六日町駅：約47km）を**1日1回**運行。



【新潟県】
(出典：佐川急便(株)資料)

地域旅客運送サービス継続事業とは

背景 地方部を中心に、鉄軌道や路線バス等の廃止に至る事例が増えている中、地域の関係者が一体となって、廃止後の代替サービスを確保することが必要。

概要 地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、路線バス等の維持が困難な状況を把握（乗合バス事業者等からの相談・情報提供等）



地方公共団体が、既存の事業者を含めた関係者と協議し、地域公共交通計画へ地域旅客運送サービス継続事業を位置付け

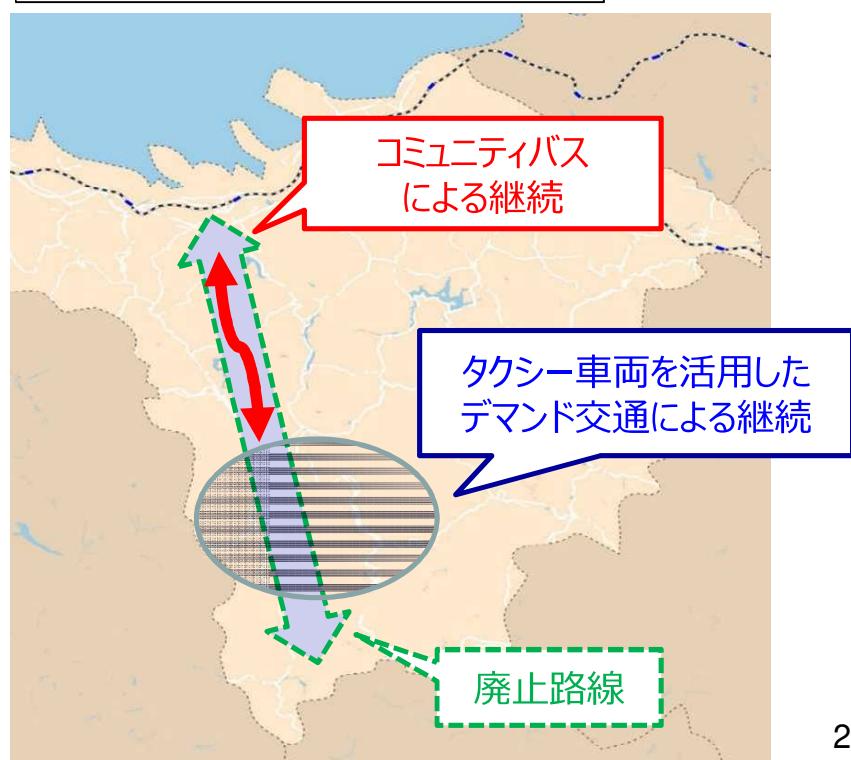


多様な選択肢を検討の上、実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定



地方公共団体が、サービス提供事業者と連携して、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成、国土交通大臣の認定を受けた場合、法律上の特例措置（事業許可等のみなし特例等）

事業の実施イメージ（一例）



- 地域旅客運送サービス継続事業において、地方公共団体が新たなサービス提供事業者等を選定する方法は、公募とする。
- また、地方公共団体による公募は、当該公募の実施に関する方針（実施方針）を示して行うものとする。

実施方針の記載事項

①実施区域

- ・ 継続事業を実施する区域を記載
- ・ 地域公共交通計画の計画区域内に含まれる必要があるが、その中の一部の区域を設定することも可能

②現に実施されている特定旅客運送事業の状況

- ・ 維持が困難と見込まれるに至った路線等において、現在提供されているサービス水準（路線、ダイヤ、運賃等）等を記載

③引き続き実施する運送（継続旅客運送）の内容

- ・ 継続旅客運送のサービスの種類（乗合バス・自家用有償旅客運送等）や態様（路線定期・区域運行等）等を記載

④継続旅客運送を実施する者の条件

- ・ 事業所所在地や事業規模（車両数、人員数等）などのほか、輸送実績や欠格事項等を記載

⑤地方公共団体による支援の内容

- ・ 運行費に係る補助金や運行委託費等の予算措置
- ・ 地域住民と連携した利用促進策 等を記載

⑥実施予定期間

- ・ 継続事業の実施予定期間を記載
- ・ 地域公共交通計画の計画期間内で、適切な期間を設定することが必要

⑦公募の期間

- ・ 公募を実施する期間を記載

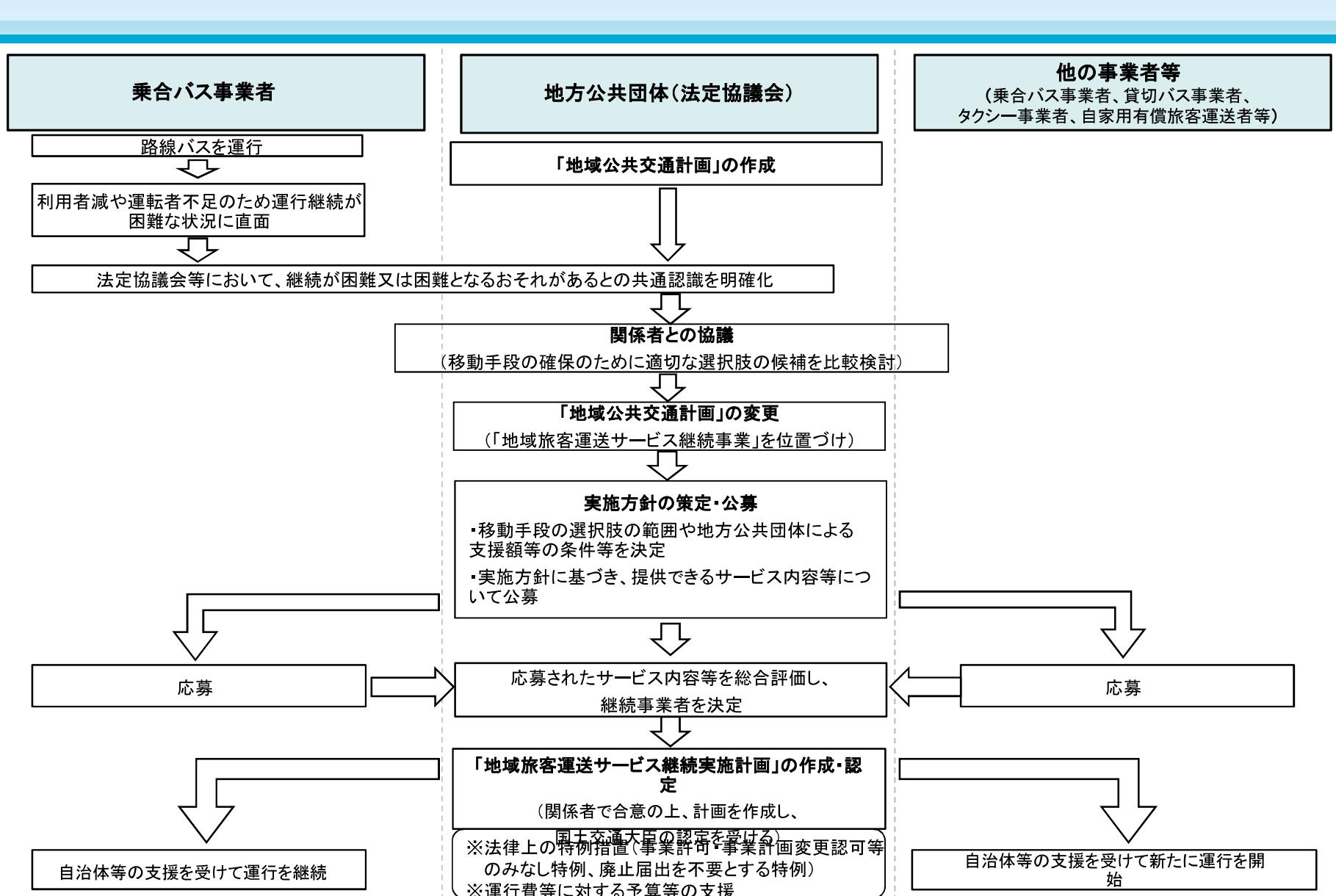
⑧選定の方法

- ・ 公募型プロポーザル方式等の選定方法や、選定委員会の設置など選定に係る手順等を記載

⑨その他必要な事項

- ・ 公募にあたって地方公共団体が必要と認める事項（申し込みにあたって必要な書類等）を記載

地域旅客運送サービス継続事業の実施フロー（路線バスの場合のイメージ）



新モビリティサービス事業とは

背景 近年、MaaS等の新たなモビリティサービスが出現しており、地域公共交通の利用者の利便性の向上に資するサービスとして、地域において円滑に普及するための仕組みづくりが必要。

概要 MaaS等の円滑な実施を通じて、交通機関の利便性の向上を図る事業。また、地方公共団体が中心となって新モビリティサービス協議会を組織し、地域の幅広い関係者間での連携が可能。

MaaSとは

- Mobility as a Serviceの略称。
- 複数の公共交通機関や公共交通以外の移動サービスを最適に組み合わせ、観光、小売、医療・福祉、教育等の多様な移動以外のサービスとも連携し、**一括した検索・予約・決済等を提供するサービス**を指す。

MaaSの取組例

【伊豆の事例（東急によるIzuko）】



事業スキーム

事業者が、単独で又は共同して、
新モビリティサービス事業計画を作成

↓
国土交通大臣の認定を受けた場合、
法律上の特例措置
(共通乗車券に係る運賃届出のワンストップ)

[MaaSとして提供するサービス]

- 複数交通モード横断の経路検索
- 複数交通モード横断のフリー PAS の購入
- 観光施設のチケットの購入
- AI オンデマンド交通の予約 等

フリー PAS 料金 : 3,700 円

(出典) 東急(株) 資料

(参考) 関連する補助金について

地域公共交通確保維持改善事業の概要



地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援
(上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

令和3年度予算 206億円
(前年度比 1.01倍)

地域公共交通確保維持事業

(地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 高齢化が進む過疎地域等の足を確保するための幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の地域内交通の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援

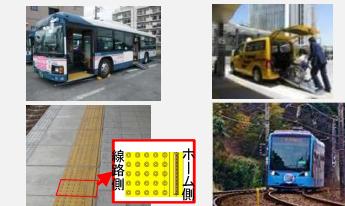


地域公共交通バリア解消促進等事業

(快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域における一層の連携・協働とイノベーションに向けた取組の促進を図るための「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針・基本構想の策定に係る調査

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、利便性向上・運行効率化等のためのバス路線の再編、旅客運送サービス継続のためのデマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくりとも連携し、特例措置により支援
※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による取組に対し、計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業

(【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

令和3年度予算 4億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

1.地域公共交通確保維持事業 (1)陸上交通:地域間幹線系統補助



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用

(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

予測収益

(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること

・複数市町村にまたがる系統であること

(平成13年3月31日時点で判定)

・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの

・輸送量が15人～150人／日と見込まれること

※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間中に輸送量見込みが要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込みが要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)

・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



1. 地域公共交通確保維持事業 (1) 陸上交通: 地域内フィーダー系統補助



国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

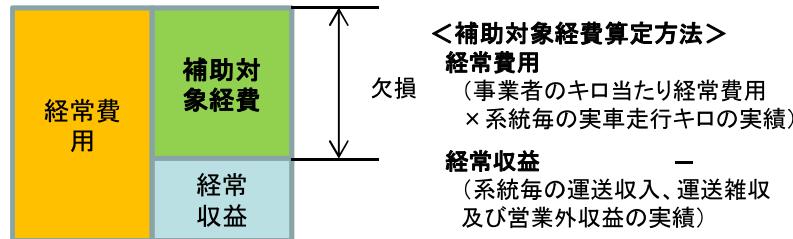
補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

1/2

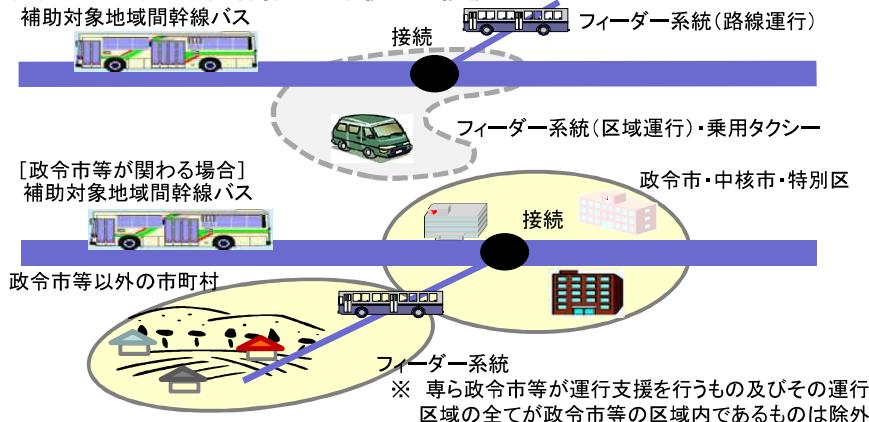
○ 主な補助要件

都道府県または市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

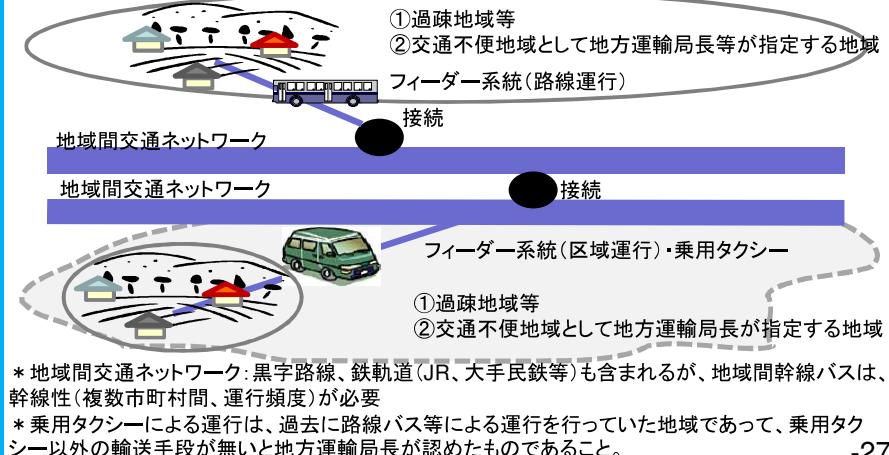
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者(※)、自家用有償旅客運送者による運行であること
(※)過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る。
- 補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- 補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- 乗車人員が2人／1回以上であること
(路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。)
- 経常赤字であること

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



1. 地域公共交通確保維持事業

(1) 陸上交通:

地域内フィーダー系統補助

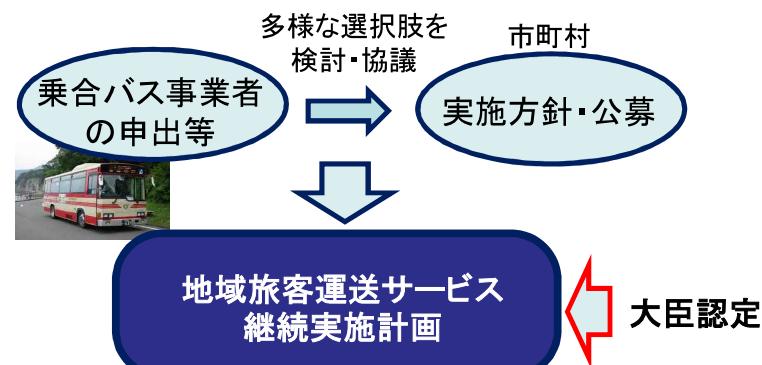


国土交通省

背景・目的

- 生活交通を担う路線バスが廃止される場合、現行法(6ヶ月前までの事前届出)ではサービスの維持について、十分な検討や調整ができず、サービスの廃止や代替となるコミュニティバス等導入による市町村等への負担となっている。
- そこで、廃止を検討する乗合バス事業者の申し出等を受け、関係者がサービス継続のあり方を協議し、公募により代替となるサービスへの転換を図る「地域旅客運送サービス継続事業」について、改正地域公共交通活性化再生法において創設したところであり、同事業の活用によるサービスの継続・効率化を支援。

サービス継続の例



(実施方針に定めるメニュー例)

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続（縮小・変更含む）
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通（タクシー車両による乗合運送（区域運行））による継続
- ④ タクシー（乗用事業）による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

計画策定

- 【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】地域旅客運送サービス継続実施計画策定に必要な経費（協議会開催等事務費、データ収集、短期間の実証調査等）
- 【補助率】1／2（上限500万円）

サービス継続事業に係る運行費補助

【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会

【補助対象経費】認定された地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業の総収支差

【補助率】1／2

※タクシー（運賃低廉化）については、市町村からの負担額を補助対象経費とし、100万円を上限として補助。

※サービス継続事業の認定を受けた系統については、フィーダー系統に係る運行費補助の要件を一部緩和。

1. 地域公共交通確保維持事業 (1) 陸上交通: 車両購入に係る補助



厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統:一般乗合旅客自動車運送事業者

又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※ 令和6年度までは乗合事業者も対象

【公有民営補助】

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※ 令和6年度までは協議会を構成する市町村も対象

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び

当該購入に係る金融費用の合計額

(地域公共交通利便増進計画に位置付けられた

系統については、車両購入費の一括補助も可)

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

※補助対象経費の限度額

①ノンステップ型車両: 1,500万円

②ワンステップ型車両: 1,300万円

③小型車両: 1,200万円

④都市間連絡用車両: 1,500万円

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの

・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの

・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの

①ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)

②ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)

③小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)

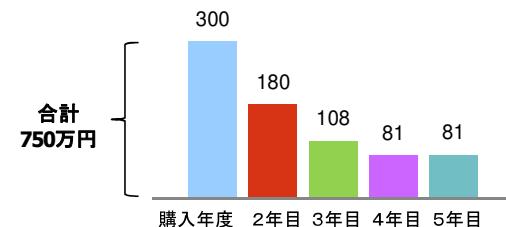
・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合>

(単位:万円)

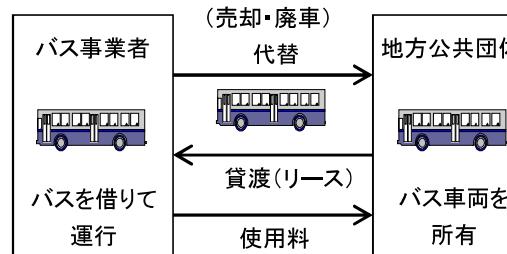


車両購入に係る
減価償却費・金融費用
を
5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、
年2.5%が上限

公有民営補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



協議会で、
老朽車両の代替を含む
「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付
1年目 375万円
2年目 375万円

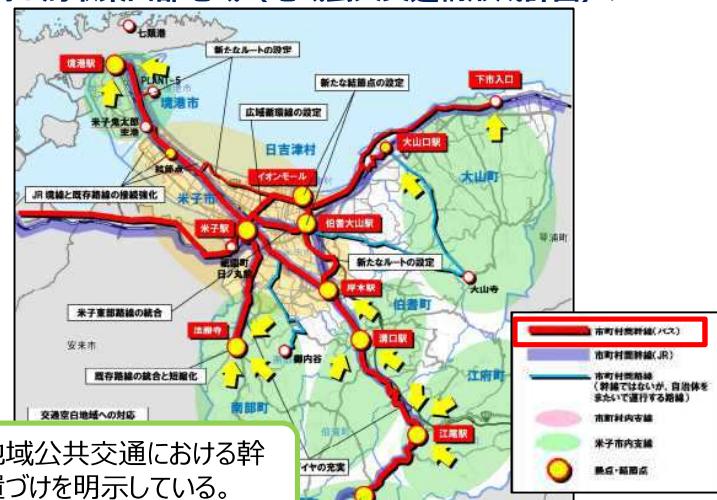
- 現行の補助制度は、**法定計画（地域公共交通計画）**の作成を補助要件としており、別途、要綱に基づく補助計画を作成することとしている。乗合バス等への補助を法定計画と連動化することで、**公的負担による確保維持が真に必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助を実施。**
- 幹線補助**は、幹線沿線の市町村（単独・複数）が作成する地域公共交通計画又は、都道府県が作成する**広域的な地域公共交通計画**に位置付けることを想定。**フィーダー補助**は、主に**市町村単位で作成される地域公共交通計画**に位置付けることを想定。また、これらの計画を作成する際には、**都道府県・市町村のいずれも参加している法定協議会において協議がなされなければならない**こと。

幹線

作成主体：都道府県又は市町村

- 幹線を位置付ける場合、計画の作成主体は以下の3パターンを想定。
 - 幹線沿線の単独市町村が個々に計画作成
(※当該幹線沿線の全ての市町村で計画を作成する必要あり)
 - 幹線沿線の複数市町村が共同して計画作成
 - 都道府県による広域（都道府県全域又はブロックごと）での計画作成
- 地域の公共交通における幹線の位置づけ等を地域公共交通計画に記載。
(下記例のように、補助系統毎ではなく概ねの位置づけが示されていればよい。)

＜例：鳥取県西部地域（地域公共交通網形成計画）＞

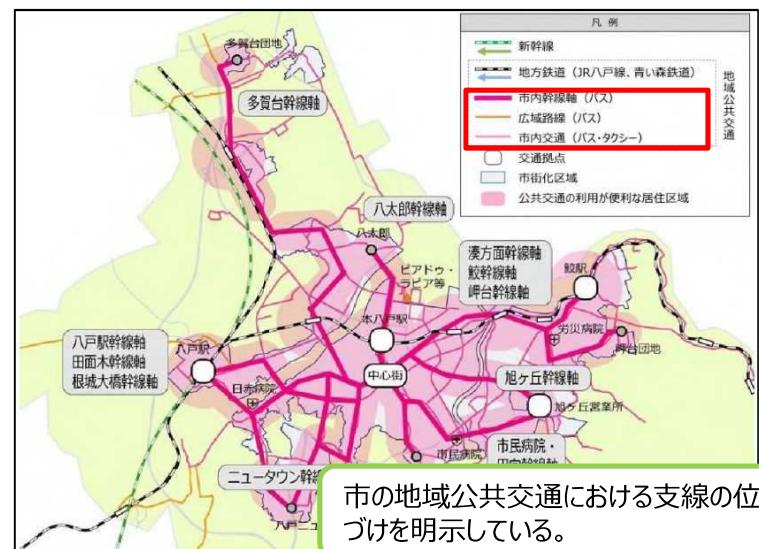


支線

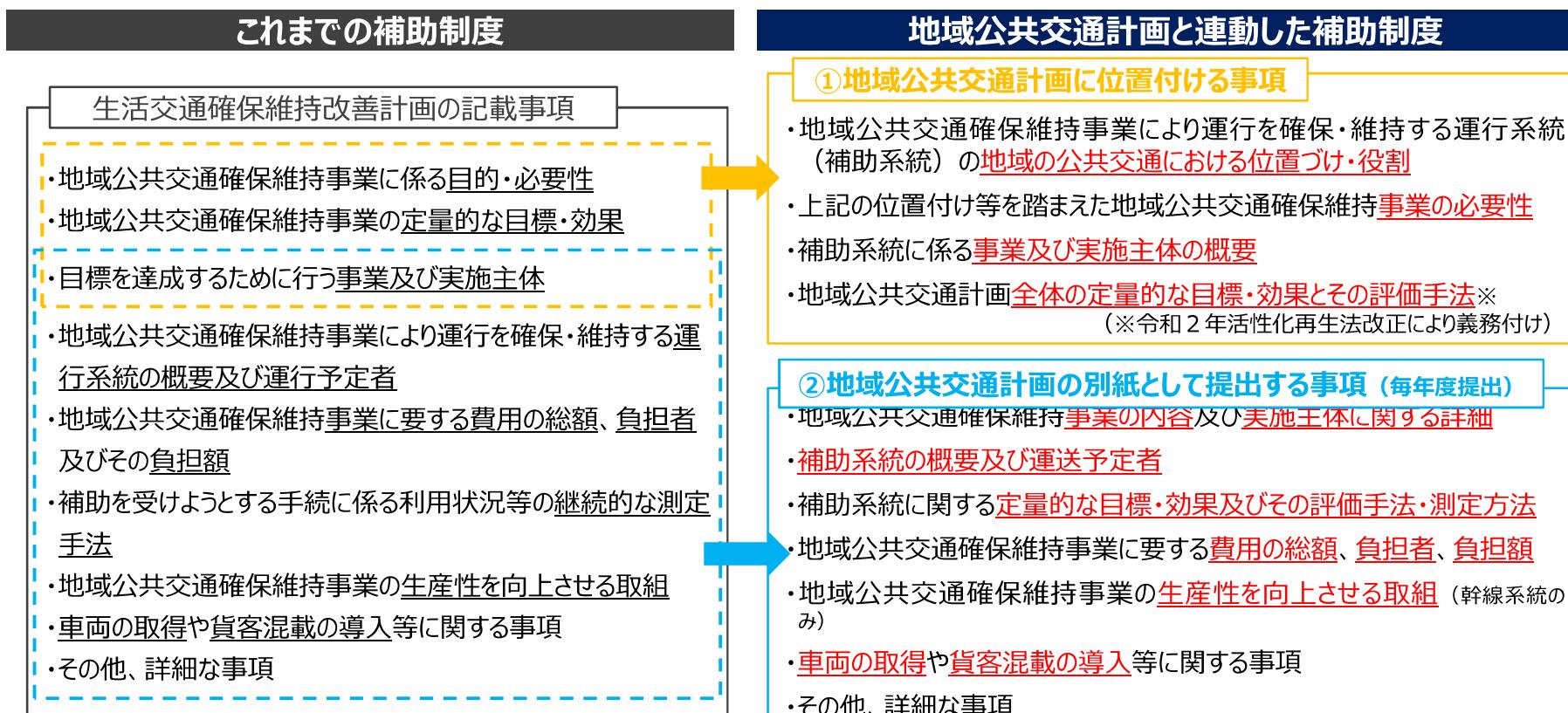
作成主体：市町村

- フィーダーを位置づける場合、**市町村が計画作成することを想定**。
- 地域の公共交通における**フィーダーの位置づけ等**を地域公共交通計画に記載。
(フィーダーの位置づけについては、下記の例のように、少なくとも路線単位で位置関係がわかるように明示すること。)

＜例：八戸市（地域公共交通網形成計画）＞



- 幹線補助又はフィーダー補助を地域公共交通計画に位置付ける場合、
 - ・地域公共交通計画本体には、補助系統の地域の公共交通における位置付けや地域公共交通確保維持事業の必要性など、マスタープランの内容とすべき事項を記載するとともに、
 - ・これまで補助計画に位置付けられてきた補助系統等に関する事項の詳細については、原則として、地域公共交通計画の「別紙」として位置づけることとする。
- 別紙について、地域公共交通計画の一部として、法定協議会における協議の手続等を経るものとする。



補助事業の認定申請については、地域公共交通計画において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等について設定する必要がある。このため、これまでの補助計画のように補助事業のみについて記載するのではなく、これらの事項について、地域公共交通計画の各記載事項の中に溶け込ませた形で記載する必要。

地域公共交通計画（全体）

①基本的な方針：

地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を記載

②区域：

住民の通勤、通学、買い物といった日常生活に関して形成される交通圏を基本として設定

③目標：

定量的な目標（利用者数、収支、行政負担額等）を設定し、データに基づくPDCAを強化

④目標を達成するために行う事業及びその実施主体：

地域における公共交通サービスの全体像を明記し、それぞれの交通モードや路線等ごとの事業・実施主体を具体的に記載

⑤達成状況の評価：

事業実施後、設定した具体的な目標を基に、各種事業の実施状況を適切に管理（PDCA）できるよう、評価手法を設定

各計画事項における補助関連の記載内容

補助系統について、公共交通の将来像や取組の方向性の中で位置付けるべき事項があれば記載（幹線・支線の将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載することを想定）

補助系統を含めるよう区域を設定。その際、幹線とフィーダーの位置づけや役割を明示

地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定（個別の補助系統に関する目標は別紙に記載）

補助系統を明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。あわせて、車両の更新などの事業の方向性を記載。

地域公共交通計画全体の定量的な目標に関する評価手法等について記載（個別の補助系統の目標に関する評価手法等は別紙に記載）

別紙における記載事項（補助申請時に毎年度提出）

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統）
- ・その他、詳細な事項

- ・補助系統の概要及び運送予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項

⇒別紙には、補助系統等に関する詳細な事項を記載し、毎年度の認定申請の際に提出。

毎年度、国が地域公共交通計画（補助関係部分+別紙）を認定。事業実施後、事業評価（自己評価・国による評価）を実施。